

身体拘束等の適正化のための指針

居宅介護支援事業所チャレンジ

1. 目的

居宅介護支援事業所チャレンジ（以下、「当事業所」という。）は、利用者様の尊厳と人権を最大限に尊重することを基本理念とします。本指針は、やむを得ず利用者様の身体拘束その他の行動制限（以下、「身体拘束等」という。）を行う場合について、その適正化を図るための事業所全体の体制、具体的な手順、及び研修等に関する事項を定めるものである。

利用者様に対する身体拘束等は、原則として禁止します。利用者様又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、厳格な要件（切迫性、非代替性、一時性の三原則）の下で、最小限度の身体拘束等を行うものとする。

2. 基本的な考え方

- 利用者主体の原則:** 利用者様の自己決定権を尊重し、可能な限り自由な活動を保障する。
- 身体拘束の禁止:** 身体拘束等は、利用者様の生活の自由を制限するものであり、原則として行わない。
- 個別検討の徹底:** やむを得ず身体拘束等を行う場合は、個別のケースごとにその必要性を慎重に検討し、身体的・精神的な影響を考慮して最小限の期間・方法で行う。
- 記録と情報公開:** 身体拘束等を行った場合は、その事実、理由、時間、解除に向けた取り組みなどを詳細に記録し、利用者様及びご家族に説明する。
- 多職種連携:** 身体拘束等を避けるためのケアプラン作成や、やむを得ず行う場合の検討に際しては、サービス担当者会議等を通じて、関係機関、サービス提供事業者等と連携し、専門的な視点から検討を行う。

3. 身体拘束等適正化のための体制と役割

3-1. 身体拘束等適正化推進委員会（または担当者会議）

当事業所の管理者を中心とした担当者会議を定期的に開催し、身体拘束等の発生予防、発生時の対応、指針の見直し、職員研修の企画・実施等を行う。

役職	担当者名	主な役割
管理者	若狭 敏志	指針の策定・周知、委員会（会議）の統括、最終決定、関係機関との連携、職員への指導・助言。
担当ケアマネジャー	（該当者）	個別ケースの把握、身体拘束等発生予防のケアプラン作成、代替策の検討、記録・報告。
その他の職員	（該当者）	研修への参加、指針の理解と実践。

3-2. 管理者の責務

管理者である若狭敬志は、本指針に基づき身体拘束等の適正化が図られるよう、必要な体制整備と職員への指導・教育に責任を負う。

4. 身体拘束等廃止・適正化のための具体的指針（ケアマネジメントにおける対応）

4-1. 日常的な取り組み

- **アセスメントの徹底:** 居宅介護支援の過程で、利用者様の生活環境、身体状況、認知症の程度、行動様式などを詳細に把握し、**行動を制限せざるを得ない原因となる要因**を特定する。
- **ケアプランへの反映:** 身体拘束等に繋がる要因を排除するため、多職種と連携し、利用者様の残存能力を活かし、安全と安心に配慮した「**身体拘束をしないためのケアプラン**」を作成する。
- **代替策の検討:** 常に身体拘束等以外の代替方法（ゼロを目指すための工夫）を追求し、サービス担当者会議等で検討する。
 - （例：居宅サービス事業所への情報提供、環境調整、声かけの工夫、日中の活動の調整など）

4-2. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

緊急やむを得ない理由により身体拘束等を行う必要があると判断された場合（主に居宅サービス提供事業者から相談があった場合）、当事業所は以下の三原則（切迫性、非代替性、一時性）を厳格に満たしているかをケアマネジメントの視点から確認・検討する。

1. **切迫性:** 利用者様ご本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 2. **非代替性:** 身体拘束等を行わない以外に、他に代替する介護方法がないこと。
 3. **一時性:** 身体拘束等が一時的なものであり、最も短い期間で解除を目指すこと。
- **手順:**
 1. **サービスの提供事業所からの報告と相談:** サービス提供事業所から身体拘束等の緊急実施について報告を受け、その**切迫性、非代替性、一時性**の三原則の確認及び、**緊急性の判断**を行います。
 2. **個別検討と同意:** 担当ケアマネジャーは、**身体拘束等検討のための担当者会議**を迅速に開催（書面または持ち回り含む）し、三原則の要件を満たしているか多職種で確認します。その上で、利用者様及びご家族に対して身体拘束等の内容、目的、理由、期間、代替策等を**詳細に説明**し、**同意**を得ます。
 3. **記録の義務:** 身体拘束等を行った場合は、以下の事項について**詳細に記録**を作成し、保存する。
 - 身体拘束等の態様、時間、場所
 - 身体拘束等を行うに至った経緯、利用者様の心身の状況
 - 身体拘束等の目的及び理由
 - 身体拘束等を解除するための具体的な取り組み
 - 利用者様及びご家族への説明内容と同意の有無

4-3. 身体拘束等実施中の対応と解除

- **継続的なアセスメント:** 担当ケアマネジャーは、身体拘束等を実施しているサービス提供事業所と連携し、拘束による弊害の有無や、拘束を継続する理由が継続しているかについて常にモニタリングを行い、速やかに解除するための具体的な計画を策定・実行する。
- **再検討:** 身体拘束等の開始後も、定期的にその必要性を再検討し、解除に向けたサービスの変更や環境の調整をケアプランに反映させる。

5. 職員研修の実施

当事業所は、身体拘束等の原則禁止と適正化の重要性を職員全体が理解するため、以下の内容で研修を定期的に実施する。

- **研修頻度:** 年に1回以上、全職員を対象に実施する。
- **研修内容:**
 - 身体拘束等の定義と三原則（切迫性、非代替性、一時性）の理解
 - 身体拘束等の弊害と人権擁護の視点
 - 具体的な身体拘束廃止のための代替策（多職種連携、環境調整、ケアの工夫など）

6. 指針の閲覧

本指針は、利用者様及びご家族がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示または備え付ける。

7. 指針の改正

本指針は、法改正や事業所の状況の変化、身体拘束等適正化推進委員会（担当者会議）の提言に基づき、必要に応じて見直しを行う。

制定年月日：令和6年4月1日

居宅介護支援事業所名：居宅介護支援事業所チャレンジ

所在地：札幌市北区屯田5条6丁目2番12号JA屯田ビル2階

管理者：若狭 敬志